

指定管理者公募要項等に関する質問回答（臨港パーク等関連施設）

No.	種別	項目	質問	回答
1	公募要項	P 5 (6) ウ 小破修繕	指定管理料を提案するための収支予算書には、小破修繕費として年間 500 万円を計上していただきとありますが、この金額はこれよりも少なくとも多くても不可ということでしょうか。また、小破修繕の金額基準（1 件あたりいくら）やどこまでが小破修繕かといった考えがありましたらお聞かせください。	提出時の収支予算書では、小破修繕費として 500 万円/年間を固定額としてください。実際の小破修繕については、年度協定締結時に一年度間の小破修繕計画を横浜市と指定管理者が協議し、実施内容・金額等を決定します。 また、小破修繕の金額基準はありませんが、内容については業務仕様書に例示しているとおります。例示外のことについては、協議し実施内容を決定します。
2	公募要項	P 6 (7) リスク分担 法令等変更	法令等の変更とありますが、想定される具体的な内容は、どのようなものをお考えになっているのかをお聞かせください。 また、法令等の変更には、施設を含めた管理運営に影響を及ぼす変更もあるかと思いますが、負担者は分担（協議）となることについての考えをお聞かせください。	現在のところ想定される具体的な内容はありますが、管理運営に直接影響する法令等の変更があった場合には、協議させていただきます。
3	公募要項	P 6 (7) リスク分担 許認可等	許認可等というのは、具体的にどんなことを想定されているのかをお聞かせください。	例えば、みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設において、船舶検査に合格せず、継続して利用することができなくなった場合などが想定されます。
4	公募要項	P 6 (7) リスク分担 市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期が、「指定管理者」の負担となっております。想定される具体的な内容がありましたらお教えください。 また、市会議決については、「指定管理者」が関与出来るものではないかと思いますが、合わせてこちらについての考え方もお聞かせください。	地方自治法上、指定管理者の指定に当たって議会の議決が要件とされていることの実効性を確保するため、このような分担としたものです。
5	公募要項	P 6 (7) リスク分担 施設等の 損傷	当初、建設された躯体に重大な損傷があった場合等、指定管理者の責めに帰することが出来ない内容もあるかと思いますが、その場合も指定管理者の負担と考えられるのでしょうか。同様に、経年劣化や第三者の行為で、相手方が特定出来ないといった場合には、どちらの負担として考えられるのでしょうか。 また、それ以外のものは（負担限度付き 年間合計 500 万円）となっておりますが、この金額は、5 ページ ウ 小破修繕費と同じ予算金額からの支出、同じ基準内容として捉えるべきものなのでしょうか。こちらについての考えも合わせてお聞かせください。	施設等の損傷について、指定管理者に帰責事由があるものと指定管理者が設置した設備・備品については指定管理者の負担となりますが、それ以外のものについては、年間 500 万円を限度として指定管理料から支出します。 なお、リスク分担の施設等の損傷の年間合計 500 万円と 5 ページ (6) ウ小破修繕の 500 万円は、同じ内容です。
6	公募要項	P 8 (オ) 利用の継続	業務の開始にあたっては、現に本施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととありますが、具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか。 また、継続利用により、仮に指定管理者側に不利益になるようなケースは、指定管理者決定後に、横浜市と別途協議となるのでしょうか。 こちらについての考えをお聞かせください	当施設においては利用の予約日と実際の利用日が、指定期間をまたぐ場合、利用者の利用を妨げないことを趣旨とした記載です。 継続利用により、指定管理者側に不利益となるケースは、現在のところ想定されませんが、あった場合には協議させていただきます。
7	仕様書	P 15 イ (ア)	24 時間営業の実施は可能でしょうか。	仕様以上の業務水準を自ら設定し、サービスを効率的・効果的に実施できるようであれば可能です。
8	その他	駐車場売上等	過去 3 箇年分の以下データの開示をお願いします。 【収入面】 ・日別駐車場売上（項目毎に分かるもの：時間貸、定期、チケット等） ・月別駐車場売上 【支出面】 ・項目別駐車場管理内容及びコスト 【稼働データ】 ・日別入出庫データ ・時間帯別入出庫データ ・滞留時間データ	駐車場収入等に関して開示できるデータは、指定管理者の事業報告として、横浜市港湾局のホームページで公開していますので、ご確認ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/port/business/shitei/">http://www.city.yokohama.jp/me/port/business/shitei/</a>
9	その他	駐車場運営課題	利用者からの駐車場に対するクレーム及び要望事項があれば開示ください。 また、横浜市としての改善計画等もあれば開示ください。	お客様からの主なご意見・ご要望については、指定管理者の事業報告書に掲載されています。事業報告書については、横浜市港湾局のホームページで公開しておりますので、ご確認ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/port/business/shitei/">http://www.city.yokohama.jp/me/port/business/shitei/</a> 横浜市としての改善計画等は現在のところありません。